

恋ヶ浜緑地公園芝生広場改修設計・施工事業 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この事業は、恋ヶ浜緑地公園の芝生広場において、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安全・安心・快適に利用ができるよう、大型複合遊具を含む広場を面的に改修し、インクルーシブな公園を創造的に整備することを目的とする。

設計・施工にあたっては、山口県土木工事共通仕様書、山口県土木工事施工管理基準、国土交通省公園緑地工事施工管理基準、その他関連する基準に従い、安全かつ適正に工事を完了するために、本プロポーザルを実施し、設計・施工業者の優先交渉権者を選定する。

なお、本事業は国土交通省『社会課題対応型都市公園機能向上促進事業』のユニバーサルデザイン化をテーマとした支援を受けて整備を行う、恋ヶ浜緑地公園整備事業の一環として行うものである。

2. 一般項目

- (1) 事業名 恋ヶ浜緑地公園芝生広場改修設計・施工事業
- (2) 発注者 下松市
- (3) 審査方法 恋ヶ浜緑地公園芝生広場改修設計・施工事業公募型プロポーザル審査委員会（以下『審査委員会』という。）で審査する。
- (4) 工事内容
 - ア 施工場所 下松市大字東豊井地内
 - イ 工期 議会議決日の翌日から令和6年3月22日まで
 - ウ 工事概要 ①事業に係るすべての測量及び設計
②広場等の整備に伴う工事及び工事監理
③遊具の設計・製作、設置
④その他予定地周辺の改修工事一式
 - エ 施工条件 別紙『恋ヶ浜緑地公園芝生広場改修設計・施工事業要求水準書』（以下『要求水準書』という。）に記載のとおりとする。
 - オ 事業上限額 180,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3. 参加申込者の要件

(1) 参加資格者の要件

次に掲げる要件をすべて満たしている建設会社であること。

- ア 令和5・6年度の下松市建設工事等競争入札参加資格申請において、造園工事業への入札参加を希望していること。

- イ 平成20年度以降に、1つの工事で1億円以上の屋外に設置された大型複合遊具に係る工事又は製品を納入した実績を有していること。
- ウ 土工・基礎コンクリート工などで専門性が問われない工種について、下松市内に本社を有する下請業者を活用できる者であること。
- エ 配置技術者については、建設業法に従い造園工事業の資格を有し、大型複合遊具の設置経験を有する主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること（参加申込書の提出日以前3か月以上の恒常的雇用関係がある者）。
- オ 遊具は、「都市公園における遊具の安全確認に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する規準（J P F A - S P - S : 2 0 1 4）」（（社）日本公園施設業協会）の基準を満たすこと。

（2）参加資格者の制限

次に掲げる者は、参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 公募開始の日から契約締結日までの間において、地方自治体等の指名停止を受けている者。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てされている者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- ク 法人税、事業税、地方税を滞納している者。

4. 参加申込書の提出

本プロポーザルの参加者は、次の書類を提出すること。（1者につき1案に限る。）

提出方法は持参とする。なお、提出日は、土、日、祝日を除く。

提出期限：令和5年5月12日（金）午後5時15分まで

- （1）参加申込書（様式1）
- （2）誓約書（様式2）

5. 提案書等の提出

本プロポーザルの参加申込者は、次の書類を提出すること。

提出方法は持参とする。提出日は、土、日、祝日を除く。なお、審査委員への説明の順番は、提案書の持参順とする。

提出期限：令和5年6月30日（金）午後5時15分まで

- （1）会社概要（様式3）
- （2）工事（納入）実績（様式4）
- （3）工事費内訳書（様式5）
- （4）実施体制（様式6-1）
- （5）配置予定技術者調書（様式6-2）
- （6）予定市内下請業者（様式7）
- （7）提案書の表紙（様式8）
- （8）提案書（任意様式）

提案書の枚数は、A3判横8枚（任意様式）までとし、表紙（様式8）、目次（A4判）、ページ番号を付すこと。（表紙及び目次は提案枚数に含まない。）文字サイズは10ポイント以上とすること。

提案書には下記の内容を記載し、評価基準の項目（①～⑥）ごとに、アピールポイントをわかりやすく作成すること。

- ・提案目的物の概要図（完成予想イラスト）
- ・配置計画図
- ・製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）
- ・各施設の設置後20年間の維持管理費用を説明する資料
- ・その他必要に応じて補足説明資料
- ・工程計画書（任意様式）

※完成予想イラストは誇大な表現は避け、現実のスケールに近い表現とすること。

※構造図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物すべてについて明記すること。

※工程計画書は、設計、製造、施工までの作業工程計画書を作成すること。

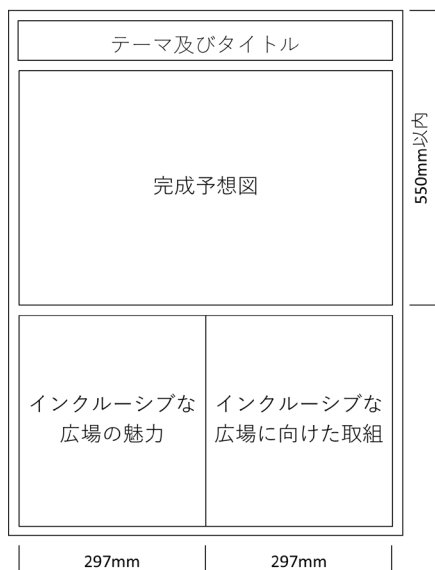
※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

(9) プレゼンテーションボード

※A 1 サイズのカラー印刷 1 枚を、折れにくいボード等に貼付ける等し、印刷側を梱包材等で見えない状態にして提出すること。なお、梱包材等は剥がしやすいものにする。

※提案書添付用はA 3 版 1 枚とし、提案枚数には含まない。

プレゼンテーションボード (A 1 サイズ) 作成例



※プレゼンテーションボード作成は、左図に示す内容又は範囲を遵守し記載すること。

※わかりやすい内容、構成にすること。

※本ボードは、壁面に固定できるよう、吊り紐等を取り付けること。

※会社名等が判断できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

(10) 電子データ (PDF 形式) 1 式

※電子データは、DVD-R 等で紙ファイルとは別にして提出すること。

※電子データには、本事業名、使用したウィルス対策ソフト名、ウィルスパターン定義年月日又はパターンファイル名、チェック年月日を記載すること。

上記書類の提出にあたり、次のアからウに従うこと。

ア (1) から (6) を A 4 紙ファイルに綴じて 1 部提出すること。また、提案書の原本として (7) と (8) を A 3 紙ファイルに綴じ 1 部を、説明会用資料として (8) の写しを A 3 紙ファイルに綴じ 1 5 部提出すること。それぞれの紙ファイルの背表紙と表紙には、本プロポーザルの名称を記載し、その他は記載しないこと。

イ 提案事項の目的、効果及び該当する評価項目を明確に記載すること。

ウ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

6. 審査及び選定

(1) 提案者の数が4以上の場合は、以下の流れで行う。

ア 選定にあたっては、審査委員会で各提案者からの説明会を実施した後、全応募提案書についてそれぞれ評価を行い、審査員全員の評価点の平均により、上位3案を選定する1次審査を行う。

イ 選定された3案は、市内の小学校、保育園及び幼稚園並びに近隣の総合支援学校等でアンケート調査による2次審査を行う。

ウ 2次審査後、1次審査評価点に2次審査評価点を加算した上で、評価点の合計が最上位である提案を最優秀提案者とし、第2位を次点提案者とし、第3位を第3位提案者として決定する。

なお、同点の場合は、工事費内訳書の工事費（税込）が安価である提案を上位とし、工事費（税込）も同額である場合は、アンケート調査結果が高い提案を上位とする。

(2) 提案者の数が3以下の場合は、以下の流れで行う。

ア 上位3案を選定する必要がないことから、選定基準の1次審査と2次審査の順番を入替え、市内の小学校、保育園及び幼稚園並びに近隣の総合支援学校等でアンケート調査による2次審査から行う。

イ 2次審査後に、1次審査である審査委員会で各提案者の説明会を実施し、全応募提案書について評価を行い、審査員全員の評価点の平均による1次審査評価点に2次審査評価点を加算した上で評価の合計点が最上位である提案を最優秀提案者とし、第2位を次点提案者とし、第3位を第3位提案者として決定する。

なお、同点の場合は、工事費内訳書の工事費（税込）が安価である提案を上位とし、工事費（税込）も同額である場合は、アンケート調査結果が高い提案を上位とする。

(3) アンケート調査の方法は、調査票を、市内の小学校、保育園及び幼稚園並びに近隣の総合支援学校に通学等する児童等1人に対し1枚配布し、利用者とその保護者が相談して、最も気に入った案を1つ選択するものとする。

評価基準

1. 1次審査

審査委員審査		評価基準（公表）	配点
①テーマ・コンセプト			
インクルーシブな公園として、多様な特性のある利用者が、楽しく遊び、幸せを感じることができるような広場で、県内には設置されていないオリジナリティーあふれた広場の整備が計画されている。		180	
既存の樹木や起伏をデザインの一部とし、遊具だけでなく自然環境を活かした遊びや、ごっこ遊びなどの社会的な遊びが積極的に行われるような広場の整備が計画されている。			
みんなで見守る仕組みが整えられ、再度利用したくなるような広場の整備が計画されている。			
②遊具広場の構成・配置			
利用者の記憶に残るようなシンボリックな広場が提案されている。		220	
遊具エリアの配置は、誰にとっても利用しやすく、公園全体のバランスも配慮された提案となっている。			
多様な特性のある利用者が、自分のスタイルに合わせて遊びや難易度を選択できる遊具構成となっている。			
多様な特性のある利用者が安心して遊べるように、安全やルールに対し配慮された提案となっている。			
③休憩施設・外周園路			
木陰を活かした休憩施設など日陰で休める場所がバランスよく十分に確保され、多様な利用者の特性に合わせた施設となっている。		100	
障がいの有無に関わらず、健康づくりがしたくなるような仕掛けづくりがされた外周園路が計画されている。			
④管理施設・安全性			
案内看板が適切に配置され、①誰もが安全・安心・快適に利用できるというインクルーシブ広場の趣旨、②広場のエリア分けや管理棟・トイレ棟などを記載した案内図、③誰もが楽しく広場を利用する上でのルール、④絶対にやってはいけないことが誰でも理解できるピクトグラム等での効果的な表示、などがわかりやすく記載されている。		150	
利用者の予期せぬ行動や利用に対して検討されている。			
⑤維持管理・指定条件に対する対応			
劣化の軽減や耐久性に配慮された材料を使用し、修理や部材交換等のメンテナンス性に優れている。		100	
設置後20年間に必要なメンテナンス計画及び維持管理費用が優れている。			
指定条件の対応が十分である。			
⑥その他提案			
地形の起伏を活かしたアスレチックエリアの独自提案など、積極的な追加提案がされている。		100	
⑦工事体制・工事価格			
下松市内の下請け業者を積極的に活用している。		50	
工事費の節減に努め、事業上限額を下回る提案がされている。			
		合計	900

※評価点 審査員全員の評価点の平均

2. 2次審査

アンケート調査			
市内小学校に通学する児童及びその保護者		50	
市内幼稚園・保育園に通園する園児及びその保護者			
総合支援学校に通学する児童等及びその保護者		50	

※評価点 配点×（得票数/アンケート総数）

最終結果

1次審査評価点 + 2次審査評価点 (1000点満点)

7. 審査委員会

提案者の数が4以上の場合にあつては、提出された提案書の中から上位3案を選定するために、提案者の数が3以下の場合にあつては、最終審査を行うために、各提案者から審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

- (1) 実施日：提案者の数が4以上の場合
令和5年7月上旬（予定）（全提案者）
提案者の数が3以下の場合
令和5年7月下旬（予定）（全提案者）
説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者にメールで通知する。
- (2) 実施場所：下松市役所（予定）
- (3) 実施方法：準備・説明25分以内、質疑応答15分以内、片付け5分以内、合計45分以内とする。
- (4) 説明者は3名以内とする。説明は提出した提案書に記載された内容について行うものとし、各々の提案がどの評価項目に該当するかを明確にした後に説明すること。また、提案書に書かれていない内容の追加は認めない。
- (5) 質疑応答は、主に、提出された資料と説明会の内容について行う。
- (6) 説明にあたり、電源、プロジェクター1台、スクリーン（大きさ：縦1.2m×横1.6m）1台を使用することができる。プロジェクター、スクリーン以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

8. 審査結果の通知・公表

- (1) 提案者の数が4以上の場合にあつては、1次審査の結果を、すべての提案者に書面で通知する。その後に行われる上位3者による2次審査の結果については、通知は行わず、最終結果を上位3者のみに通知する。
提案者の数が3以下の場合にあつては、最終審査の結果のみを、すべての提案者に書面で通知する。
- (2) 1次及び最終審査の結果通知の際は、他の提案者の名称及び提案内容は掲載しない。
- (3) 提案者の数が4以上の場合の1次審査の結果は、総合評価点のみ下松市ウェブサイト公表する。
- (4) 最終審査の結果は、最優秀提案者、次点提案者、第3位提案者を下松市ウェブサイト公表する。
※審査結果に対する質問、異議等については、一切受け付けない。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 提出書類に不備があるもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

- (5) 審査委員会の開始時刻に間に合わなかったもの。
- (6) 「3. 参加申込者の要件」を満たすことができなくなったもの。
- (7) 事業上限額を超えているもの。
- (8) その他不適切と判断したもの。

10. 実施要領に対する質疑・回答

実施要領に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：令和5年5月12日（金）午後5時15分まで

回答期限：令和5年5月19日（金）午後5時15分まで

- (1) 質疑のある者は、質疑書（様式9）にその内容を簡潔に記載し、事務局の電子メールアドレス宛に送信し、送信した旨の連絡を事務局に行うこと。

なお、上記の方法以外での問合せには応じないので留意すること。

- (2) 質疑に対する回答は、下松市ウェブサイトにおいて公表する。なお、参加申込のあった者の質疑及び本事業に直接関係する内容についてのみ回答を行うものとし、すべての質疑について回答するとは限らない。

11. スケジュール

- (1) 提案者の数が4以上の場合

令和5年4月21日（金）公募開始、質疑受付開始

5月12日（金）参加申込締切 午後5時15分まで

5月12日（金）質疑受付締切 午後5時15分まで

5月19日（金）質疑回答※内容により回答できない場合がある。

6月30日（金）提案書締切 午後5時15分まで

7月上旬 審査委員会（上位3案の選定）（予定）

7月中旬 アンケート調査の実施（予定）

8月上旬 最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）

8月上旬 優先交渉権者との仮契約（予定）

- (2) 提案者の数が3以下の場合

令和5年4月21日（金）公募開始、質疑受付開始

5月12日（金）参加申込締切 午後5時15分まで

5月12日（金）質疑受付締切 午後5時15分まで

5月19日（金）質疑回答※内容により回答できない場合がある。

6月30日（金）提案書締切 午後5時15分まで

7月上旬 アンケート調査の実施（予定）

7月下旬 審査委員会（予定）

8月上旬 最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）

8月上旬 優先交渉権者との仮契約（予定）

1 2. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

1 3. 参加にあたっての留意事項

本プロポーザルの参加にあたり、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続を執行できないと認められる場合又は恐れがある場合は、市は、当該参加者を参加手続に参加させず又は参加手続の執行を延期若しくは取止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置を取ることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続を延期、中止、又は取消すことがある。

1 4. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。
なお、提出書類は返却しない。
- (3) 参加申込書提出後に辞退を希望する場合は、令和5年6月23日(金)午後5時15分までに事務局に理由を記載した書面(様式は任意)を提出すること。
- (4) 工事にあたっては、別発注の恋ヶ浜緑地公園整備(管理棟建築工事、トイレ棟建築工事等)を行っている工事請負業者と相互に調整を図ること。
- (5) 現場視察は、参加申込者が自由に行えるものとする。
- (6) 実施体制(様式6-1)に記載した主任技術者(施工)又は監理技術者(施工)は、原則として変更できないものとする。このため、3名以下の記載を認める。

1 5. 契約の考え方

- (1) 市は、最優秀提案者を優先交渉権者とし、事業内容について協議調整を行うものとし、協議が合意に至った場合に予定価格の範囲内において仮契約を締結する。
- (2) 仮契約後、直近の議会承認をもって本契約を締結する。
- (3) 最優秀提案者と仮契約を締結できない場合、次点提案者と契約交渉を行うものとし、次点提案者とも仮契約を締結できない場合は、第3位提案者と契約交渉を行うものとする。
- (4) 要求水準書及び優先交渉権者の提案書等の内容を原則として契約時の仕様とするが、本事業の目的達成のため、必要な範囲において協議により項目を追加、変更及び削除する場合がある。

(5) 契約保証金については、下松市契約規則第28条の規定により、契約金額の100分の10以上納付すること。ただし、同規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

16. 事務局（書類提出先、問合せ先）

下松市 建設部 都市政策課

公園緑化係 池田、上田

〒744-8585 下松市大手町三丁目3番3号

TEL 0833-45-1857

FAX 0833-45-1830

E-mail toshisei@city.kudamatsu.lg.jp